

【一般介護予防事業・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業】

住民主体の通いの場 立ち上げ支援・継続支援

いきいき百歳体操（介護予防の運動）を中心として、運動による健康づくりを目的に、集落の公民館等に週1回、3人以上集まる住民主体の通いの場の立ち上げを支援します。2年目以降も継続的な支援を行います。

【立ち上げから1年目まで】

- ① 介護予防の普及啓発と「いきいき百歳体操」の紹介・説明
- ② 体操指導、栄養講座各1回
- ③ 体力測定の実施（初回と実施から3か月後）
- ④ 体操のDVDの無料貸出

【2年目以降】

- ① 希望グループに体力測定
- ② リハビリ専門職の派遣等

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

いきいき健康セミナー

75歳を機に健康寿命を意識していただくため、後期高齢者医療資格確認書をお渡しする際に、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による健康寿命と介護予防の講話やお家で簡単にできる体操を紹介するセミナーを開催しています。

対象者：75歳に到達する方

場 所：庄内町役場B棟

時 間：午後2時～3時

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係、税務町民課国保係

高齢者訪問事業

生活習慣病重症化予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔機能低下予防等のために保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士が自宅に訪問します。

利用料金：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

介護予防教室

健康寿命の延伸・介護予防のため、保健師、栄養士、歯科衛生士等による講話や体操などを指導する教室を開催します。

対象者：希望のある団体等

場所：各集落公民館、まちづくりセンター等

日程：年間を通じて開催

利用料金：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係、健康推進係

通所型介護予防事業（元気アップ教室）

65歳以上で健康づくりに興味のある元気な方、足腰が弱くなった方、閉じこもり予防のために交流したい方など、参加者が一緒に楽しく健康体操やレクリエーション等の活動を通し、心と身体のリフレッシュと健康寿命の延伸を図ることを目的にした事業です。

利用料金：茶菓代など一部自己負担あり

利用方法：実施事業所または担当にお問合せください。

実施事業所（名称）	電話番号	住所
J Aあまるめ（抛り所しゃんしゃん）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172
ソラーナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2

担当：保健福祉課高齢者支援係

地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーション専門職が高齢者の自宅を訪問し、身体機能向上のための運動指導や生活機能向上のための助言、住宅環境・生活領域等の評価を行います。

対象者：65歳以上の方

派遣職種：理学療法士、作業療法士、栄養士、歯科衛生士等

利用料金：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係

健康しょうないマイレージ事業

住民主体の介護予防活動（いきいき百歳体操など）を実施する団体への支援で、団体に参加する方お一人につき、20回参加ごとにゆりカード1枚500円分と交換できます。

※ 上限年2枚（40回参加分）

対象：以下をすべて満たす団体

- ① 住民主体の介護予防活動を行う団体
- ② 町から補助金等を受けていない団体
- ③ 3名以上で、月3回以上、おおむね1時間程度、おおむね通年で活動する団体

担当：保健福祉課高齢者支援係

【認知症関係事業】

ほっとひと息カフェ（認知症カフェ）

物忘れが気になる・心配という方やその家族、ちょっと誰かと話をしたいなど、お茶を飲みながら安心して話せる場です。

日 程：毎月第一月曜日午前 10 時～11 時 30 分（出入り自由）
場 所：保健センター
料 金：無料

※立川複合拠点施設で令和 7 年度も開催予定です。詳細が決まりましたらお知らせします。

担当：地域包括支援センター

認知症サポーター養成講座

認知症になっても安心して暮らせる町をめざし、認知症サポーター（認知症の方や家族の応援者）を養成するため、「認知症を理解する」講義と DVD 上映、寸劇等を行います。

講 師：認知症地域支援推進員、認知症キャラバン・メイト
対 象：小・中学校、企業・団体
料 金：無料
日 程：相談に応じ随時開催

担当：保健福祉課高齢者支援係



徘徊高齢者事前登録事業

高齢者安心おかえり登録事業

高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見し、保護するため、認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等を事前登録する事業です。

対象者：町内に住所を有し在宅で生活する 65 歳以上の認知症等により徘徊のおそれのある方

登録方法：登録を希望される方は、担当まで連絡ください。地域包括支援センター職員が自宅に伺い、手続きについて案内いたします。

担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

見守りシール

高齢者安心おかえり登録事業に登録した高齢者等の早期発見につなげるシステムです。



認知症等で行方不明になった際、衣服等に貼ったQRコードが読み取られると、保護者へ瞬時に発見通知メールが届きます。発見者はQRコードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心です。チャット形式の伝言板だからやりとりは簡単。お迎えまで迅速に行えます。

■利用料金は無料です。

■利用を希望の方は担当まで相談ください。

担当：保健福祉課高齢者支援係、地域包括支援センター

徘徊声かけ訓練

認知症の方を実際に見かけたときに戸惑ってしまわないよう、実際に徘徊していることを想定し徘徊者役に声をかける疑似体験や見守りの方法と検索方法を学んでもらいます。

講師：認知症地域推進員、認知症キャラバン・メイト

対象：希望のある団体等

料金：無料

日程：希望日等調整します

担当：保健福祉課高齢者支援係

【生活支援関係】

在宅高齢者軽度生活援助事業

おおむね 65 歳以上の 1 人暮らし又は高齢者のみの世帯の方で疾病、認知症、虚弱等の理由から生活の一部を支援する必要がある場合に必要最低限の範囲で支援します。介護サービス等が利用できる場合は、そちらが優先されます。

支援内容	利用者負担	町負担	備考
布団干し	1 回	1 0 1 円	各週 3 回まで (1 回：1 時間以内)
食材等の買い出し		1 0 1 円	
食材の調理		1 0 1 円	
ゴミ出し		2 5 円	
暖房機の給油		2 5 円	
清掃（玄関、居間、寝室、台所、便所、浴室）	1 時間	1 0 1 円	
住宅の雪囲いの設置及び撤去		1 2 9 円	

利用できる事業所	電話番号	所在地
庄内町シルバー人材センター	42-3122	庄内町余目字大塚 1-2
J A あまるめ（抛り所しゃんしゃん）	45-1500	庄内町余目字三人谷地 172

担当：保健福祉課高齢者支援係

訪問理美容サービス事業

理髪店及び美容院に出向くことが困難である在宅のおおむね 65 歳以上の方が、居宅で理美容サービスを受けるときの理美容店の出張旅費を町が負担します。

出張旅費：1 回につき 1,000 円の助成

利用回数：年 6 回（2 か月に 1 回）

担当：保健福祉課高齢者支援係

高齢者等安心通報事業

65 歳以上の方のみの世帯等で、慢性的な疾患を有する方や突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方に対し、ペンダント型無線通報装置、緊急通報用電話機等を貸与し、緊急時に対応できる体制をとります。

利用者負担	設置費用	■町民税課税世帯：全額 ■町民税非課税世帯：半額 ■生活保護受給世帯：無料（※設置費用は約 15,000 円程度）
	保守費用（月額）	■町民税課税世帯：300 円 ■町民税非課税世帯及び生活保護受給世帯：無料

担当：保健福祉課高齢者支援係

自立支援短期入所事業

要介護認定を受けていない 65 歳以上の方で、一時的に保護が必要な方を特別養護老人ホームに短期入所させ、日常生活の支援及び指導を行います。

内 容：特別養護老人ホームへの短期間の入所

利用日数：年間 7 日以内

利用できる事業所	電話番号	所在地	利用者負担/1日
山 水 園	56-3522	庄内町狩川字笠山 433-3	2, 3 6 0 円
ソ ラ ー ナ	44-2011	庄内町南野字北野 100-2	2, 5 1 5 円

※送迎を希望する場合は、別途利用料金が発生します。

担当：保健福祉課高齢者支援係

救急医療情報キット配付事業

65 歳以上の方のみの世帯、心身に重度の障がいがあるの方のみの世帯に対し、「かかりつけ医療機関、持病の内容、緊急連絡先を記入した紙」や「診察券、くすり手帳、健康保険証のコピー」を入れて保管しておくボトル状のキットを配布します。また、キットの配布を受けた方の住所等の情報を酒田地区消防本部に提供し、救急時に活用します。

利用料金：無料

担当：保健福祉課福祉係

高齢者世帯等雪下ろし支援事業

虚弱または障がいのある 65 歳以上の方のみの世帯、障がいのある方のみで生活する世帯、または上記の高齢者及び障がいのある方のみで生活する世帯に対し、雪下ろしとその除排雪を支援します。対象となる世帯と利用者負担は、下記のとおりとなります。

◆町民税非課税世帯で、近隣に雪下ろし支援者がいない場合

対象回数：立谷沢地区 3 回、清川地区 2 回、その他 1 回

利用者負担：1 回 4, 0 0 0 円

担当：保健福祉課福祉係

高齢者世帯等除雪支援事業

自力による玄関先通路等の除雪が困難な 65 歳以上の高齢者または 60 歳以上の障がい者で構成される世帯に対し、除雪作業を支援します。

利用者負担：3 0 分当たり 1 0 0 円

担当：保健福祉課福祉係

電動三輪車等購入費補助事業

運転免許証の交付を受けていない方で、70歳以上の方または下肢障がいの身体障害者手帳を所持している方が、町内業者から電動三輪車等を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の1/2以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は11万円を限度とし、課税されている場合は5万5千円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

電動ハイブリッド自転車購入費補助事業

70歳以上の方または身体障害者手帳を所持している方が町内業者から電動ハイブリッド自転車を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の1/4以内

ただし、町民税所得割が非課税の場合は2万円を限度とし、課税されている場合は1万円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

高齢者補聴器購入費補助事業

65歳以上であり、障害者総合支援法に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられず、かつ補助対象者及び補助対象者を扶養する親族等に町民税所得割が課されていない方を対象とし、補助対象者が補聴器を購入した場合に購入費を補助します。

補助額：購入費の1/2以内

ただし、2万円を限度とする。

※ 購入する前の事前申請が必要となります。

担当：保健福祉課福祉係

シニアわくわく応援チケット事業

高齢者の方の健康保持や積極的に社会に参加していただくことを目的として、4月1日現在において70歳以上の方に対して「シニアわくわく応援チケット」を交付します。

チケットを受け取る方法：割引を受けたい事業者（協力事業所）を1つ選択し、7月31日まで町へ申請する。

チケットの使い方：5月以降に、町から交付決定通知と割引チケット(2,500円分)を送付。選んだ事業者に提出し、割引の適用を受ける。

割引対象となる協力事業者：温泉施設（町湯・北月山荘）、総合体育館（トレーニングルームの使用料）、理美容店、商店、飲食店など事業に賛同いただける事業者

担当：保健福祉課福祉係

【措置事業】

養護老人ホーム入所措置事業

65歳以上の方で、居宅において適切な養護を受けることが困難な方が利用できる事業です。収入に応じ利用者負担があります。

事業所名	電話番号	所在地	経営主体	定員
思 恩 園	0235-26-7610	鶴岡市馬町字枇杷川原 23 番地	(福) 思恩会	30
と も え	0235-35-0900	鶴岡市北茅原町 17 番 1 号	(福) 恵泉会	70
かたばみの家	35-1471	酒田市北千日堂前字松境 16 番地	(福)かたばみ会	50

担当：保健福祉課高齢者支援係

【家族介護支援関係事業】

家族介護慰労金支給事業

要介護者を在宅で介護している家族の、介護負担の軽減と、要介護者の在宅生活を支援するため、家族介護慰労金を支給します。

	要 件
支給対象者	対象となる要介護者と同一世帯に属し、現に在宅で介護している介護者
対象になる要介護者	■要介護3以上の要介護者、若しくは要介護2の要介護者で認定調査時の主治医意見書において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上のもの（「要介護2等」という。）、又はこれに相当すると町長が認める者 ■在宅で介護された期間が1年以上で（医療機関に入院した期間が90日以上ある場合はその期間を除く）、次のいずれかに該当する要介護者 (1) 福祉用具貸与、特定福祉用具販売又は住宅改修のみを利用していること (2) 介護保険サービス（福祉用具貸与及び特定福祉用具販売を除く）の利用日数の合計が1年の間10日以内であること ■町内に住所がある方で、介護保険料を滞納していない世帯
支給金額	【要介護4、要介護5】 年額24万円 【要介護2等、要介護3】 年額10万円

担当：保健福祉課高齢者支援係

家族介護者交流会事業・介護教室

介護をしている家族等の介護負担の軽減を図るため、リフレッシュする場の提供と介護者相互の情報交換等の交流会の実施にあわせ、介護するうえで必要な知識を習得する講話等を開催します。また、「要介護2以上」または「認知症高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上」の方の介護者がこの事業に参加するために利用する介護保険サービスの利用者負担金等に助成をします。

担当：保健福祉課高齢者支援係